



島根県報

平成17年 5月20日 (金)
第 1,676 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(職 員 課)	2
告 示		
地方税法第700条の6の4の規定に基づく特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	4
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	4
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	5
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農 業 経 営 課)	5
島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱の一部改正	(農 畜 産 振 興 課)	5
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	6
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	7
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(水 産 課)	7
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	8
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	8
道路の供用開始	(")	9
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	9
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	10
島根県立古代出雲歴史博物館データベースシステム等構築者の決定のための企画 提案競技の実施	(古 代 文 化 セ ン タ ー)	10
公安告示		
警備員指導教育責任者講習の実施	(警 察 本 部)	14
雑 報		
火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施	(消 防 防 災 課)	16
正 誤		
平成17年 5月10日付け島根県報第1,673号中	(総 務 課)	17
平成16年 3月19日付け島根県報号外第21号中	(産 業 振 興 課)	17

公布された条例等のあらまし

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (規則第82号)

1 規則の概要

(1) 処分をする相手方に当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を教示するよう様式を改正することとした。(様式第1号関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年5月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第82号

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の児童手当の支給に関する規則（昭和46年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

児 童 手 当 に 関 す る 決 定 通 知 書

年 月 日

様

(認 定 者)

印

年 月 日付で請求(届)のありました児童手当については、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、この決定(以下「処分」といいます。)に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

算 定 基 礎 児 童 数	手 当 月 額	支 給 開 始 ・ 改 定 年 月
3 歳 未 満 人	3 歳 未 満 円	年 月 日 から
3 歳 以 上 人	3 歳 以 上 円	
合 計	円	

請 求 却 下 に 関 す る 事 項

却下した理由

()

請 求 者 等 の 確 認

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第628号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成17年5月20日

島根県知事 澄 田 信 義

氏名又は名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
株式会社朝日商会	三上 明夫	島根県出雲市渡橋町1075番地1	平成17年3月31日

島根県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年5月20日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 湖北ふれあい	松江市岡本町1138番地1	短期入所生活介護	あいかの里介護福祉サービスセンター	松江市岡本町1138番地1	平成17年2月1日
社会福祉法人 湖北ふれあい	松江市岡本町1138番地1	通所介護	あいかの里介護福祉サービスセンター	松江市岡本町1138番地1	平成17年2月1日
社会福祉法人 湖北ふれあい	松江市岡本町1138番地1	訪問介護	あいかの里介護福祉サービスセンター	松江市岡本町1138番地1	平成17年2月1日
(財)出雲市ひらた福祉公社	出雲市平田町2112-1	居宅介護支援事業	(財)出雲市ひらた福祉公社 居宅介護支援事業所	出雲市平田町2112-1	平成17年3月22日
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358番地1	訪問看護	訪問看護ステーションにた	仁多郡奥出雲町三成1622番地2	平成17年3月31日
有限会社 く にびき ケアサービス	安来市黒井田町736番地5	福祉用具貸与	く にびき ケアサービス	安来市黒井田町736番地5	平成17年4月1日
株式会社 シルバーライフネットワーク	東京都中央区日本橋富沢町3番18号サンウォールビル3階	訪問介護	株式会社シルバーライフネットワーク松江営業所指定訪問介護事業所	松江市学園2丁目27-11山田ビル3階	平成17年5月1日
有限会社 吉永家具センター	大田市川合町吉永1154	福祉用具貸与	よしなが介護ショップ	大田市川合町吉永1154	平成17年5月1日

特定非営利活動法人 輝	出雲市松寄下町985 番地 5	居宅介護支援 事業	居宅介護支援事業所 輝	出雲市松寄下町985 番地 5	平成17年 5 月10日
特定非営利活動法人 輝	出雲市松寄下町985 番地 5	訪問介護	ヘルパーステーショ ン輝	出雲市松寄下町985 番地 5	平成17年 5 月10日

島根県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 5 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 湖北ふれあい	松江市岡本町1138番地 1	訪問介護	あいかの里介護福祉サービスセンター	松江市岡本町1138番地 1	平成17年 1 月31日
(助)平田市介護公社	平田市平田町2112 - 1	居宅介護支援事業	(助)平田市介護公社居宅介護支援事業所	平田市平田町2112 - 1	平成17年 3 月21日
仁多町	仁多郡仁多町大字三成358番地 1	訪問介護	訪問看護ステーションにた	仁多郡仁多町大字三成1622番地 2	平成17年 3 月30日
仁多町	仁多郡仁多町大字三成358番地 1	居宅介護支援事業	訪問看護ステーションにた居宅介護支援事業所	仁多郡仁多町大字三成1622番地 2	平成17年 3 月30日

島根県告示第631号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成17年 5 月20日から施行する。

平成17年 5 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改める。

島根県告示第632号

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱（平成 8 年島根県告示第1075号）の一部を次のように改正する。

平成17年 5 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条中「農薬を使用する者が遵守することが望ましいものとして定められた基準」を「農薬使用基準」に改める。

第 8 条第 3 項中「当該ゴルフ場の所在地を管轄する隠岐支庁長又は農林振興センター所長（以下「管轄農林振興センター所長等」という。）を經由して」を削る。

第10条第 2 項及び第 5 項中「管轄農林振興センター所長等を經由して」を削り、同条に次の 3 項を加える。

6 事業者は、前項の規定による様式第5号による報告を代えて、別に定めるところにより、当該様式第5号に記載すべき事項を電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理をいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該事業者は、当該様式第5号による報告をしたものとみなす。

7 前項に規定する方法により行われた報告は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに知事に到達したものとみなす。

8 第6項の場合において、知事は、様式第5号への自署又は押印について氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって当該自署又は押印に代えさせることができる。

第11条第3項中「管轄農林振興センター所長等を経由して」を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において、前条第6項から第8項までの規定を準用する。

第12条中「管轄農林振興センター所長等」を「農林水産部農畜産振興課長」に改める。

附 則

この告示は、平成17年5月20日から施行する。ただし、第10条に3項を加える改正規定及び第11条第3項の次に1項を加える改正規定については、平成17年6月9日から施行する。

島根県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年5月20日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市富山町才坂土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 竹下 勇 大田市富山町才坂120番地 1
- 錦織 忠明 大田市富山町才坂426番地 3
- 大谷 幸雄 大田市富山町才坂518番地 1
- 田中 一成 大田市富山町才坂1489番地 4
- 大谷 毅 大田市富山町才坂250番地

監事

- 竹下 満 大田市富山町才坂149番地
- 細貝 裕二 大田市富山町才坂290番地

2 就任年月日

平成17年4月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 竹下 勇 大田市富山町才坂120番地 1
- 竹下 和幸 大田市富山町才坂63番地
- 錦織 忠明 大田市富山町才坂426番地 3
- 大谷 幸雄 大田市富山町才坂518番地 1
- 田中 一成 大田市富山町才坂1489番地 4

監事

大谷 毅 大田市富山町才坂250番地

竹下 満 大田市富山町才坂149番地

島根県告示第634号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 5月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町田中1247 - 7、1248、1444、養賀289、290、1023 - 1、1023 - 3、1024、1025 - 1、1032 - 4、三刀屋町多久和868 - 2、868 - 5、869 - 1、2479 - 1、2479 - 2

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町掛合1675、1677、1687、1688 - 2、1688 - 3、1689、4338 - 1、4339、4340 - 1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第635号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成17年 5月20日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	年1.7%以内	を	年1.6%以内	に改める。
	年1.7%以内			
	年1.7%以内			
	年1.7%以内			
	年1.7%以内			
	年1.7%以内			
	年1.7%以内			
	年1.7%以内			

附 則

- この告示は、平成17年5月20日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年4月20日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第636号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。
平成17年5月20日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「1.7パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成17年5月20日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年4月20日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第637号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年5月20日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	浜田八重可部線	那賀郡金城町大字今福1509番1地先から同地先まで	前	メートル 27.30～ 48.00	メートル 60.00	浜田土木建築事務所 道路災害復旧工事 拡幅
			後	27.30～ 61.60	60.00	

島根県告示第638号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本波多線	大田市三瓶町志学字澤田口867番4地先から同字口451番2地先まで	メートル 43.00	平成17年 5月20日	川本土木建築事務所 大田土木事業所	
〃	波佐芸北線	那賀郡金城町大字波佐イ729番3地先から同大字イ757番1地先まで	176.00	〃	浜田土木建築事務所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 5 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 5 月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エコビレッジかきのきむら

3 代表者の氏名

井川 保

4 主たる事務所の所在地

鹿足郡柿木村大字福川614番地内 1

5 定款に記載された目的

この法人は、116年の歴史を持つ柿木村が合併によって吉賀町となった後も、この地域に生き続けたいと願う地域住民とここを愛する都市住民に対して、自然環境や文化や歴史を守りながらも、地域資源を活かした新たな産業の創出やそれを担う次世代の育成を行う情報収集や発信、普及啓発、調査研究、講演会や研修・イベント等の企画、コンサルティング、新産業創出へ向けての実証実験事業等を行い、人と自然が共生し、100年先も住み続けられる社会の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年5月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市黒井田町字綱屋田6番1 外15筆

面積 2,832.89平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市黒井田町371番地

岩田益子

島根県立古代出雲歴史博物館データベースシステム等構築者について、提案競技により選定のうえ特定するので、次のとおり公告する。

平成17年5月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

島根県立古代出雲歴史博物館データベースシステム等構築業務

(2) 業務内容

ア 資料管理データベースシステムの構築

イ 利用者管理システムの構築

ウ 歴史文化情報個別ガイダンスシステムの構築

エ 図書管理データベースシステムの構築

オ 上記データベースシステムを利用するWebコンテンツの作成

カ Webコンテンツ管理システムの構築

(3) 仕様

「島根県立古代出雲歴史博物館データベースシステム等構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(4) 予算額

150,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 履行期間（予定）

契約締結日の翌日から平成19年2月末日まで

2 提案競技参加資格に関する事項

(1) 本案件は、単独企業・法人又は特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）による提案競技による。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び氏名

エ 代表者の名称

- オ 代表者の権限
- カ 構成員の出資の割合
- キ 構成員の責任
- ク 取引金融機関
- ケ 決算
- コ 利益金の配当の割合
- サ 欠損金の負担の割合
- シ 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ス 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後の瑕疵担保責任
- ソ その他必要な事項

(2) 提案競技に参加する者の資格は、単独企業・法人にあっては次のアに掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件のすべてを満たしたものであること。

ア 単独企業・法人の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (ウ) 共同企業体の構成員でないこと。
- (エ) 島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (オ) 公告の日から、提案書の審査完了の日までの間に、島根県の実施する入札について、指名停止を受けていない者であること。
- (カ) 役員が別に設置する「古代出雲歴史博物館情報システム構築者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員でないこと。
- (キ) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)に基づき、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」又は大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」の入札参加資格を認定され、A等級に格付けされた者であること。
なお、資格審査を受けていない者には、同要綱の規定に基づき資格審査の申請手続を行い、提案競技参加表明に係る書類の提出期限までに営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」又は大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」の入札参加資格を認定され、A等級に格付けされたものであること。
- (ク) 過去5年間に博物館又は博物館相当施設において、同様のシステム等を構築した経験を持つ者であること。
- (ケ) システム導入後の初期技術指導、使用法のサポート又は障害発生時における迅速な対応ができる者であること。

イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (イ) 構成員の全てがアの(ア)から(ケ)までに該当すること。
- (ウ) 構成員のうち少なくとも1社は、アの(キ)、(ク)及び(ケ)に該当すること。
- (エ) 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技参加手続

(1) 提案競技参加表明

提案競技に参加を希望する者は、次に定める書類を提出しなければならない。

ア 参加表明書

- イ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の納税証明書(共同企業体の場合は、構成員全ての納税証明書)

- ウ 誓約書
- エ 経済産業省認定情報処理技術者についての届け
- オ 協定書（共同企業体の場合のみ）
- カ 類似業務実績
- キ 委託業務実施体制、担当技術者の類似業務実績及び委託期間内の手持ち業務の状況

(2) 提案書提出者の選定

提出された書類に基づいて、審査委員会で次の項目について審査し、提案書を提出できる者を選定する。

- ア 類似業務に係る実績
- イ 担当技術者の経験及び実績
- ウ 業務の実施体制及び実施方針

4 提案競技参加表明書の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

平成17年6月20日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先

14に同じ

5 提案書提出者選定結果の通知

提案競技参加表明書の提出者に対し、平成17年7月1日付けで、郵送にて通知する予定

6 提案書の内容

提案書は、古代出雲歴史博物館データベースシステム等の構築について提案すること。

(1) 要求する仕様

仕様書を参照すること。

(2) 提案書の形式及び内容

提案競技参加要項による。

7 提案書の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

平成17年8月19日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先

14に同じ

8 提案競技参加要項等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成17年5月20日（金）から平成17年5月30日（月）まで

閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

(2) 配布場所

島根県教育庁古代文化センター

なお、返信用封筒（返信先を明記した定形外角2号の大きさで、切手（660円）をはり付けたもの）を同封して配布の依頼のあった場合には、書留郵便により郵送する。

また、この提案競技参加事項は、島根県古代文化センターホームページ（<http://www2.pref.shimane.jp/kodai/>）にも掲載する。

9 選定方法

(1) 評価の手順

ア 提出された提案書について、審査委員会において厳正な評価及び選定を行う。

イ 提案価格が予算額の範囲内である提案書について、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案書を特定する。

(2) 提案書の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、次の項目について総合的に評価を行う。

(ア) 経費に関する項目（イニシャルコスト、ランニングコスト等）

(イ) システムの機能性、実現性、操作性及び拡張性に関する項目

(ウ) 保守に関する項目

(エ) データベースシステム及び各コンテンツについての有効な提案に関する項目

(オ) 入館者を含む利用者増加に寄与する提案に関する項目

(3) 選定結果の通知

選定結果については、次に掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名又は名称

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については、公表しない。また、選定結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(2) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(3) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(5) 提案者があらかじめ指示した事項に違反したとき、又は求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約の相手方

業務実施予定者と交渉の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約するものとする。

(2) 契約金額

業務実施予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約条項

契約書及び仕様書による。

(4) 前金払

なし

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

12 質問の受付

(1) 質問は、期限までに質問書により提出すること。（なお、ファックス及び電子メールによる質問書の送付も可とする）

る。ただし、必ず到着確認の電話をすること。)

(2) 提出期限

ア 提案競技参加表明書に関する質問

平成17年5月30日(月)午後5時(必着)

イ 提案書に関する質問

平成17年7月15日(金)午後5時(必着)

(3) 質問に対する回答は、郵送、ファックス又は電子メールにより参加者全員に通知する。

13 その他留意事項

(1) 提出期限後の問い合わせ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(3) 提案書は、他の提案者に対し非公開とする。

(4) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びに面接に要する経費は、参加表明者の負担とする。

(5) 提出された書類は、返却しない。

(6) 手続に用いる言語等

ア 提出書類は、日本語で作成すること。

イ 金額欄は、出納官吏事務規定(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率による日本国通貨に換算し、記載すること。

ウ 面接に使用する言語は、日本語とする。

エ 時刻は、日本の標準時を用いる。

14 問い合わせ先(書類提出先)

〒690-0887 島根県松江市殿町1番地 島根県立博物館内

島根県教育庁古代文化センター 担当:品川、増田

電話番号 0852-22-6282

FAX番号 0852-22-6728

電子メールアドレス kodai@pref.shimane.lg.jp

15 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required :

A complete set of the database systems and the contents on websites for Shimane Museum of Ancient Izumo

(2) Deadline for submission of proposal documents :

17:00 p.m., August 19, 2005

(3) For further details contact ;

Shimane Prefectural Institute of Ancient Culture

1 Tono-machi Matsue City

Shimane Prefecture 690-0887 JAPAN

TEL : +81-852-22-6282

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第43号

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第1条の規定により告示する。

平成17年 5月20日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

1 講習の期間、時間及び場所

(1) 講習期間

平成17年 7月12日(火)から 7月20日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 講習時間

午前 9時から午後 5時まで

(3) 実施場所

出雲市平田町2438番地 3

出雲警察署平田庁舎 電話0853 - 63 - 0110

2 受講定員及び受講対象者

(1) 受講定員

40人

(2) 受講対象者

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 条の 2 に規定する次のいずれかに該当する者

ア 最近 5 年間に警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「検定規則」という。)第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定に合格した者

ウ 検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上警備業務に従事しているもの

3 受講手続きに関する事項

(1) 受講申込書の受付期間

平成17年 6月 6日(月)から 6月24日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 8 時30分から午後 5 時まで
ただし、受講定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

島根県内の最寄りの警察署に提出すること。

イ 提出方法

本人が直接受講申込書を持参すること。

(3) 受講申込に必要な書面

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 2 通(6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの)

イ 添付書類

(ア) 前記 2 の(2)アに該当する者

警備業務に従事していたことを証明する警備業者等作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)
及び履歴書

(イ) 前記 2 の(2)イに該当する者

検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定に係る合格証の写し

(ウ) 前記 2 の(2)ウに該当する者

検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(4) 受講手数料の納入方法

講習初日の受付時(7月12日(火)午前 8 時30分から午前 9 時までの間)に、手数料納付書に記名押印の上、受講

手数料37,000円相当額の島根県収入証紙を貼付して納付すること。

なお、島根県収入証紙を事前に購入する等準備をしておくこと。

4 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会（松江市殿町2番地）に委託して実施する。

5 その他

(1) 筆記用具を持参するとともに、実技ができるよう服装に配慮すること。

(2) 講習に関する問合せは、島根県警察本部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

雑 報

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第73条の規定により告示する。

平成17年5月20日

社団法人 全国火薬類保安協会会長 中 村 輝 夫

1 試験の種類

丙種火薬類製造保安責任者試験

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

2 試験日時

平成17年8月28日（日）13時から15時まで

3 試験科目

丙種火薬類製造保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 信号えん管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬および爆薬を含む。）製造工場保安管理技術 一般教養科目
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 一般火薬学

4 試験場所 松江市

5 受験願書常置場所及び提出先

安来市広瀬町石原331 - 3 能義郡安来建設業会館内 安来地方火薬類保安協会

松江市学園南1丁目17 - 3 松江市消防本部内 松江地区火薬類保安協会

雲南市木次町里方1045 - 8 雲南建設会館内 雲南地方火薬類保安協会

仁多郡奥出雲町三成664 - 25 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会

出雲市塩冶有原町6 - 39 （社）島根県採石協会内 出雲簸川地方火薬類保安協会

大田市大田町大田イ179 - 3 大田建設会館内 大田瀬摩地方火薬類保安協会

邑智郡川本町川本238 - 3 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会

浜田市原井町908 - 28 浜田建設会館内 那賀地方火薬類保安協会

益田市中吉田町413 - 6 益田建設会館内 益田地方火薬類保安協会

鹿足郡津和野町後田イ58 - 1 鹿足建設会館内 鹿足地方火薬類保安協会

隠岐郡隠岐の島町西町名田の四, 34 - 1 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会

松江市殿町 1 島根県庁 7 F 島根県火薬類保安協会連合会

6 受験願書受付期間

平成17年 6月28日(火)から 7月7日(木)まで

(郵送による場合は、7月7日までの消印があるものに限り受け付ける。)

7 受験手数料

12,000円(所定の方法により納付すること。)

8 問い合わせ先

松江市殿町 1 島根県庁 7 F 島根県火薬類保安協会連合会 (電話0852 - 22 - 7202)

正

誤

平成17年 5月10日付け島根県報第1,673号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から25	なお、	なお

平成16年 3月19日付け島根県報号外第21号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
27	上から28	9,020円	3,570円

